**建築基準法上の道路の種別（一覧）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **道路の種類** | **概要** |
| **幅員４メートル以上のもの** | 法第42条第1項第1号 | 道路法による道路（高速自動車道を除く）で幅員４メートル以上のもの。  一般的には国道、府道、市道が該当します。 |
| 法第42条第1項第2号 | 都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業に関する法律、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法または密集市街地整備法による道路。  一般的には都市計画道路や区画整理による道路、開発道路などが該当します。 |
| 法第42条第1項第3号 | 建築基準法施行時または都市計画区域編入時（注）に既に存在する幅員４メートル以上ある道。 |
| 法第42条第1項第4号 | 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法または密集市街地整備法による新設または変更の事業計画のある道路で、２年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの。 |
| 法第42条第1項第5号 | 土地を建築物の敷地として利用するため、建築基準法令等で定める基準に適合する道路で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの。  いわゆる位置指定道路です。 |
| **幅員４メートル未満のもの** | 法第42条第2項 | 建築基準法施行時または都市計画区域編入時（注）に既に道として使用され、それに沿って建築物が建ち並んでいる幅員４メートル未満の道で特定行政庁が指定したもの。 |
| 法附則第5項 | 市街地建築物法第７条但書きによって指定された建築線で、その間の距離が４メートル以上のものは、その建築線の位置に建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定があったものとみなす。  幅員４メートル未満の市道など。 |

注：大阪市の場合、茨田地区（鶴見区徳庵、中茶屋、浜、茨田大宮、諸口、焼野、安田、横堤）、長吉地区（平野区長吉川辺、長吉出戸、長吉長原、長吉長原西、長吉長原東、長吉六反）は昭和31年2月17日。その他は昭和25年11月23日。